19世紀以降の羽生領など3か領の悪水処理問題

問題設定

今回このテーマを設定したは、何か新しい研究をしようという意図からではありません。ただ、文化・天保期に行われ、また行われようとした赤堀川拡幅について、その同時期に羽生領など3か領での悪水処理問題がおこっているということで、何か双方に関係があるのではないかというちょっとした疑問から始まりました。ただ史料を読ん進んでいきますと、両者に直接の関係はないようです(それからして、もし権現堂堤の保全に絡んで享和期に幸手領から積極的な動きが認められないとすると、文化5年末に始まった赤堀川拡幅は渇水期の中利根川流域での舟運円滑化を主目的にしたことなのかもしれません)。また、このテーマでは享和期から天保期に話が及ぶので、今後機会を見て何回に分けてお話を勧めていきたいと思っています。今回はこれからの前提となる事だけを取り扱っていきます。

今回の次第

- 1 赤堀川の水利機構について
- 2 権現堂川の河床変化
- 3 宝暦2~4年にかけての羽生領による島川への逆水除門樋の設置について (以上は拙稿「宝暦期の利根川改修策」による。『利根文44号』)
- 4 島中川辺領の悪水処理について
- 5 向川辺領の悪水処理について (これからは享和期以降の話となり、次回に続く)

1 利根川の水理機構

2 権現堂川の河床変化(洪水時の島川への逆流に関連して)

- (ア)「宝永元申年満水以来、権現堂川段々浅瀬ニ罷成申候」
- (イ) 元文元年八月の大洪水で「利根川之水赤堀斗り常水二通り、権現堂利根川近年大埋り」

宝暦2年以降 島川からの逆水に悩む羽生領からの赤堀川や権現堂川改修の諸提案

6年 羽生領逆水除門樋が羽生領大桑村地内に設置されることが決まる。

7年 利根川大洪水

9年 逆水除門樋が設置

- (エ) 宝暦11年と明和2年に澪浚御普請が行われる
- (オ)天明三卯年砂降後利根川通床高ク相成、満水之砌は字嶋川堀江逆水かさみ、小水ニ而も 門樋土手保兼洗イ切等年々之様出来候 (文化八年九月「川口堤普請組合脱退争論につき、一 九か村組合済口証文 『羽生領水利史』六五」)
- (才)享和2年「当年之儀ハ権現堂村切所出来候後、利根川水行宜敷罷、私共領中累年ニ無之 干潟ニ相成候」(享和二年六月~同三年五月「両川辺領水抜私案上申書控」 『羽生領水利史』 六七)
- (カ)文政期「利根川筋「弥増」押埋床高ニ相成、以前五合位之出水は当時御府内囲七合余ニ相当仕、出水之節々逆水押入、「右ニ準出水之節逆水強」」(天保三年八月「羽生領門樋発端、 并に模様替年暦取調上申書」 『羽生領水利史』五〇)

3 宝暦2~5年にかけての羽生領による島川への逆水除門樋の設置について

羽生領は島川を領内の悪水落しとして使用したが(寛永年中に羽生領が開発されたときに、代官大河内金兵衛により島川大落堀とされたという。『羽生領水利史』五〇)、権現堂川の河床が上がったことにより、利根川通りでの満水の度に島川を通じての逆水に悩むことになった。そして、羽生領内では門樋や門樋堤の修復を巡って対立を惹起させてくる。

門樋堤について

宝暦 9 年の北大桑村への逆水除門樋設置に伴い、そこから八甫村地内字水門御用水際まで逆水除門樋 堤が建設される。つまり、島川の南側は八甫村まで伸びる権現堂堤に続き、川口村から北大桑村まで逆水除門樋堤が新たに造られたのである。これにより、島川の南側の村では従来ある囲堤に加えて二重の堤となった。北側の羽生領や島中川辺領は従来の囲堤のままであったようでる。

門樋堤の破堤について(表を参照) そもそも権現堂堤保全のために強固にしていない。「羽生領大桑村・島中川辺領高柳村高柳地内江堤「小堤」御築渡門樋伏込候所、其節権現堂川五合位之出水防候迄之分量を以、門樋築立候故年々同川五合以上「追年川床高ニ変地仕」、出水之度毎切入領中民家迄も水冠候程之儀」(天保三年八月「羽生領門樋発端、并に模様替年暦取調上申書」)

宝暦2~3年 羽生領は赤堀川拡幅や赤堀分水川、権現堂川の締切(内川化)等の対策を提案。 しかし、「逆水除門樋無之候では分水川并赤堀川之切広ケ被仰付候でも水損相助可申様無御座 候」とする。

宝暦5年2月 幕府は逆水除門樋の設置を決め、場所をどこにするかを検討する。

宝暦6年2月 羽生領は幸手領高須賀村に設置を望んだが退けられ、「一領限之逆留」として 領内の北大桑村に引き上げられ設置された。

宝暦9年 門樋の設置

但し、その後も出水之度ごとに被害を受けるので、場所替えを臨むことになる。

安永2年 高須賀村地内への引き下げを求める。但し、高須賀村や外国府間村の反対で沙汰なし。(天保三年八月「羽生領門樋発端、并に模様替年暦取調上申書」)

文化9年 羽生領では、また「出水之度毎切所出来」のため場所替えを願うが、幸手領、庄内領、島中川辺領の反対で断念。(同)

ちなみに、文化 6 年の赤堀川拡幅後も門樋堤の決壊は収まらない。つまり、拡幅しても洪水については権現堂川へかなり流れ込んでいたことが証明される。とすると、赤堀川拡幅は権現堂堤の保全に大きな意味があったのだろうか(確かに享和 2 年の破堤後、弘化 3 年に決壊するまで権現堂堤は保全されてはいるが。)

天保八年九月、勘定吟味方下役大竹伊平衛による水利分析

利根川渡良瀬川落合壱瀬ニ罷成、栗橋宿御関所下ニ而平水ニ而は赤堀川江七分、権現堂川江 三分相流、及出水候而ハ両川共五分ニ相流候故、出水之度毎権現堂川之方土砂押入追々床高 ニ罷成

文化11年 再度、場所替えを願う。

天保4年 門樋が八甫村・高柳村地内へ引き下げられる (同)

天保11年 権現堂地内島川落口へ瀬割堤が御普請により造られた。(天保 12 年閏正月「島川落口瀬割堤築立につき三か領の人足差出等議定証文」 『羽生領水利史』五六)

4 島中川辺領(久喜市栗橋町)の悪水処理について

島中川辺領の悪水は、いつからか、領内の中里村に落圦樋2か所を伏せ込み、幸手領外国府間村へ400間の島中川辺領悪水落し堀で権現堂川へ排水するようなたった。しかし、年々権現堂川通の河床が高くなってから落ち方が悪くなり、島中川辺領新規の悪水落しを計画するようになった。(寛政元年~寛政五年「島中川辺領悪水落浚御普請出入一件につき済口証文他写」 『久喜市栗橋町史 第4巻』)

宝暦7年 利根川満水により権現堂川沿いの領内囲堤や外国府間村内堤が決壊し、落し堀は堀形も残らず埋まった。島中川辺領では、関東筋川々御目論見懸りによる見分に際して、新たな悪水落しを願う。

去ル丑年(宝暦七年)大出水之節堤切所出来仕領内え大水押入悪水堀ハ大埋りニ罷成嶋中悪水之儀、羽生領悪水右切所より押込候水一向吐出不申候故、其節関東筋川々御目論見懸り様方御見分之上嶋中悪水之儀、羽生領悪水落シ嶋川堀え掘抜仮落堀被仰付候右仮落堀を用ひ羽生領嶋川堀底を長廿五間埋伏越被仰、夫より高須賀村・内国府間村・権現堂村右三ケ村外野畑通新規堀替仕権現堂川え落候様奉願上候(宝暦12年11月「島中川辺領悪水落堀掘替御普請金拝借につき願 『久喜市栗橋町史 第4巻』135)

室暦9年 しかし、御普請役の見分によりこの計画は止め、島中川辺領悪水落しの埋まった200間余を浚い、落合口より付洲がある所に500間余の砂除土手を設け、その川下にある洲を浚って島中悪水路とすれば掘替えの必要はないとした。領内13ヶ村ではそんな土手は保てないとしたが御普請が行われ、程なくして少しの出水で土手は押し流され、かえって悪水路は大埋まりになった。悪水路の浚自普請を申し付けられて行ってきたが、始終埋まってしまい、領内は年々田畑は水損となり、「一領亡所同前」となっている。(同)

宝暦12年11月 島中川辺領は新規悪水落堀と島川沿いの領内囲堤の上置腹付を願う(同)。

(ア) 外国府間、高須賀、権現堂地内への悪水路新規堀替長515間の「自普請御拝借金」 を求める

宝暦九年の羽生領逆水除門樋を大桑村に設置することに関連して、嶋川沿いの中里村、狐塚村、新井村、嶋川村、高柳村5ヶ村地内の堤4000間の上置・腹付に関する「自普請御拝借金」を願う。

(イ) 囲堤の補強を求める。

宝暦期の羽生領逆水除門樋設置について、島中川辺領では反対した。それは、門樋がなくても領内の島川沿いの囲堤は危難の場所が出来るほどである。島川は領内で2里余あり、島中川辺領と幸手領囲堤の幅は平均60~70間しかないところを逆水が上がっていく。そこに門樋が設置されるのであれば、「日光道中幸手領堤より嶋中川辺領囲堤之間御築立御普請」をされたなら承知すると主張した。しかし、これは認められずに、もし難場が出来ればそのときに申し出ろと押し切られたのであった。しかし、宝暦12年5月29日から6月1日の大嵐による利根川満水で、島川沿いの島中川辺領囲堤が堤七、八合から九合までに及び危難に陥ったが、北大桑村の逆水除門樋が押し切られたことで危機を出することができた。この時の出水を栗橋宿で見ると、御定杭で五合ほどの出水であり、門樋の悪影響は大きいことは明白で、堤を強化してくれとのこと。